公益財団法人日本バスケットボール協会 規律規程 懲罰基準

競技会における違反行為に対する懲罰基準

1 目的

本懲罰基準は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下、「本協会」という)規律規程第3条に基づき、本協会、都道府県バスケットボール協会(以下、「都道府県協会」という)または各種連盟等が主催する日本国内におけるバスケットボール競技会(以下、「公式競技会」という)における競技及び競技会に関連する違反行為(以下、「規律問題」という)について、懲罰の対象となる行為及びこれに対する懲罰の基準を定めるものである。

2 公式競技会における懲罰

公式競技会の主催者は、規律委員会を設置し、本基準に従い、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない。ただし、公式競技会の主催者が、別途当協会の規律 委員会が承認した規律問題に対する懲罰の基準を定めている場合には、これに従うものとする。

3 退場の対象となる違反行為

競技中、JBAバスケットボール競技規則第36条 テクニカルファウル 、第37条 アンスポーツマンライクファウル 、第38条 ディスクォリファイングファウル 、第39条 ファイティング により退場(処分)の対象となった違反行為のうち、下記(1)から(9)の行為について、規律委員会が更に懲罰を科すべきと判断した場合は、(削除)審判が下した懲罰に加え、戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還及び出場資格の停止(当該競技会における未実施の全ての試合のほか、他の競技会にまたがる試合も含む)のいずれかを科すことができる。

- (1) 著しい反則行為
- (2) きわめて危険な行為
- (3) 審判の判定に対する執拗な非難、抗議等
- (4) 審判、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- (5) 乱暴な行為
- (6) 不正な行為→警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- (7) きわめて反スポーツ的な行為
- (8) 審判に無断で抗議のためにコートを離れる行為
- (9) その他きわめてスポーツマンらしくない行為

(観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む)

4 その他の違反行為

競技及び競技会における違反行為のうち3 退場の対象となる違反行為 に定めるものを除く行為に対する懲罰は下記(1)から(5)のとおりとする。

- (1)選手等による競技場またはその周辺関連施設における故意による器物破損行為 罰則:戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還及び出場資格の停止(当該競技会にお いて次試合から当該競技会全ての試合・競技会をまたがる場合も含む)のいずれ かを科すものとする。
- (2) 競技者登録証等の偽造・変造競技者登録証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書、コーチ証等を偽造または変造した場合罰則:戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還及び出場資格の停止のいずれかを科すものとする。
- (3) 競技会ADカード等の不正使用競技会において主催者から発行されるADカード等を不正に使用した場合罰則:不正に使用したADカード等に見合う入場料を支払った上で、戒告及び譴責のいずれかを科すものとする。
- (4) 出場資格の無い選手の公式試合への不正出場(未遂を含む) 罰則: 出場させた(させようとした)推薦団体→戒告及び譴責のいずれかを科すものとする。出場させた(させようとした)チーム→戒告・譴責・没収・賞の返還及び出場資格の停止のいずれかを科すものとする。
- (5) 競技会の公式行事への不参加競技会の公式行事(代表者会議・開会式・閉会式・ 表彰式その他大会主催者が参加を指示した行事)を大会主催者への連絡もせず許 可なく欠席した場合罰則:戒告・譴責・罰金・没収・賞の返還・出場資格の停 止及び資格の降格剥奪のいずれかを科すものとする。
- (6) その他の違反行為本基準に明文がない場合であっても、加盟チームまたは選手等が基本規程及び本基準の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チームまたは選手等に対して、規律規程に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。ただし、都道府県協会等の規律委員会が本項を適用して懲罰を適用する場合、事前にJBAの規律委員会委員長の承認を得なければならないものとする。

2016年 2月10日制定

2016年 4月12日改訂

2017年12月25日改訂

2018年12月25日改訂